

一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について [令和4年10月分]

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
20221012	2525ター株式会社 (法人番号 5370001013736) 代表者佐藤恵美	宮城県仙台市 宮城野区仙台北 2丁目1番地の2	本社営業所	宮城県仙台市宮城野区 仙台北2丁目1番地の 2	輸送施設の使用停止(10日車)及び文書警告	道路運送法(以下「法」)第23条第3項、法第27条第3項	令和4年2月25日、監査方針を端緒として監査を実施した結果、4件の違反が認められた。(1)運行管理者の選任(解任)未届出違反(道路運送法(以下「運送法」)第23条第3項)、(2)新任運転者に対する10日間の指導監督違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第36条第2項)、(3)高齢運転者に対する指導義務違反(運輸規則第38条第2項)、(4)初任運転者及び高齢運転者に対する適性診断受診義務違反(運輸規則第38条第2項)	1	1

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者(東北運輸局管内のすべての営業所)に付されている点数の総和を表す。